

日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本薬剤師会(以下、「本会」という)の定款第4条第1項第1号に基づく、薬剤師職能振興研究助成事業助成金(以下、「助成金」という)の交付に関する事項等を定め、その業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「助成対象事業」とは、助成金の交付対象となった研究事業をいう。

2 この規程で「助成対象者」とは、助成対象事業を行う者として選定された者をいう。

(助成金の交付対象研究事業及び助成対象者)

第3条 この規程に基づく助成対象事業は、医療及び薬事衛生における薬剤師職能及び薬局機能について、発展を希求する調査・研究とする。

(申請者の募集及び資格)

第4条 助成金の交付希望者(以下「申請者」という)の募集方法は、公募とする。

2 申請の募集にあたっては、申請者の資格等を定めた「日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 募集要項」(以下、「募集要項」という)を、理事会にて決定する。

(申請及び申請期間)

第5条 申請者は、様式第1による交付申請書(以下、「交付申請書」という)を、募集要項に定められた期日までに提出するものとする。

(審査委員会の設置)

第6条 本会は、助成対象事業の候補を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める「日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 審査委員会規程」(以下、「審査委員会規程」という)で定める。

3 助成対象事業の候補の選定の手続については、審査委員会規程に定める。

(助成対象者の決定等)

第7条 本会事務局は、交付申請書を審査委員会に付すものとする。

2 審査委員会は、第5条の申請を審査し、その結果を理事会に報告するものとする。

3 理事会は、審査委員会の審査結果に基づき、助成対象事業の決定(以下「交付決定」という。)をする。

- 4 本会は、前項の決定をした場合には、様式第2による交付決定通知書により当該申請者に、助成対象者となった旨その他交付決定の内容を通知する。
- 5 第3項の場合において、本会は、助成金の適正な交付を行うため、必要に応じ、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えた後に、交付決定をすることができる。

(助成対象費用)

第8条 本会が行う助成対象費用は、募集要項に掲げるものの範囲とする。

(交付に当たっての条件)

第9条 本会は、助成金の交付を行うにあたり、次に掲げる事項を条件として付す。

- 一 助成対象者は、交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成対象事業を行うこと。
 - 二 助成対象者は、助成対象事業の内容の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、あらかじめ本会に申請すること。本会は、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成対象者に速やかに通知する。
 - 三 助成対象者は、本会が指示したときは、助成対象事業の実施状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すること。また、第14条の規定により監査を受けることがあること。
 - 四 助成対象者は、助成期間が終了したときは、様式第3による完了報告書を本会に提出すること。また、第17条の規定により発表、投稿、報告及び明示をすること。
 - 五 助成対象者は、本会が第15条の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、本会が指定する期日までに返還すること。
- 2 本会は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、第7条第4項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第10条 本会は、助成対象者から申請の取下げの届け出があったときは、助成対象者の決定及び当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置する。

(助成金の交付)

第11条 本会は、助成金の額を確定した後に、助成対象者に対し助成金を交付する。

(助成対象者の公表)

第12条 本会は、助成対象者の氏名・所属職名・研究課題名・助成金の額を公表する。

(財産の管理等)

第13条 助成対象者は、当該助成対象事業により取得した財産等について、助成対象事業の完

了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(監査)

第14条 本会は、必要があると認めたときは、助成対象者に対し、助成対象事業の経理ならびに事業内容等につき報告を求め、または経理ならびに事業内容等につき監査することができる。

(助成金の返還等)

第15条 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本会は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した助成金の一部もしくは全部の返還を受けることができる。

- 一 虚偽の申請その他の申し出または虚偽の報告を行なったときその他の不正の手段を用いたとき
- 二 助成対象事業が縮小もしくは中止になったとき
- 三 第9条第1項第2号の定めによらずに助成対象事業の内容の変更をした場合その他目的外に助成金を使用したとき
- 四 前各号の他本規程に照らし、ふさわしくないものと認めたとき

(成果の帰属)

第16条 助成対象事業の結果得られた成果に関する権利は、助成対象者に帰属する。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権の出願を行う場合は、予めその旨を本会に届け出るものとする。また、助成対象者は、予め、本会及び本規程に基づき本会が指定する都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会に対し、無償で助成対象事業の結果得られた成果の利用を許諾するものとする。

(研究の発表)

- 第17条 助成対象者は、助成対象事業の発表を日本薬剤師会学術大会で行うものとし、また論文誌に当該助成対象事業に関わる論文を投稿するものとする。
- 2 助成対象者は、当該助成対象事業に関わる発表や論文の投稿等を実施するときは、本会に報告するものとする。
 - 3 助成対象者は、前各項にかかる発表や論文の投稿等を行うときは本会の助成金を受けて当該助成対象事業を実施した旨を明示するものとする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和6年5月21日から施行する。